

## 平成26年度子どもの森づくり推進事業実施要項

### (趣旨)

第1条 社団法人茨城県緑化推進機構(以下「機構」)は、青少年が森林や自然への関心を深め、森林環境教育や自然体験活動の促進を図るため、緑の少年団の所在する学校の校庭や校舎等に、緑の少年団の環境教育に必要な森林環境を整備する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付等については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)を準用するほか、この要項の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、緑の少年団の環境教育等に必要な森林環境を整備するための機構が別に定める事業とする。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条の事業を行う市町村とする。

### (補助対象事業費及び補助金の額)

第4条 補助対象事業費は、補助対象者が平成21年度に行う第2条に規定する事業に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、緑の少年団一団あたり500,000円とする。  
ただし、補助対象事業が上記の額以内の場合はその額とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、平成21年度子どもの森づくり推進事業交付申請書(様式1)を、当該申請者の所在地を管轄する地方総合事務所林務課又は農林課(以下「事務所」という。)を経由して社団法人茨城県緑化推進機構理事長(以下「理事長」という。)に、理事長が別に定める日までに提出するものとする。

### (事業の認定及び助成金の交付決定)

第6条 理事長は、前条による交付申請があった場合には、書類審査のほか必要に応じて現地調査を実施し、事業内容が適正と認められた場合には、規則第5条の規定により補助金の交付を決定し、平成26年度子どもの森づくり推進事業補助金交付決定通知書(様式2号)により申請者に通知するものとする。

### (申請の取り下げ期間)

第7条 規則第8条第1項による申請の取り下げの期間は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

### (補助事業の内容変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という)の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ平成26年度子どもの森づくり推進事業補助金変更承認申請書(様式3号)を理事長に提出し、その承認

を受けなければならない。

ただし、補助対象事業費の20%以内の金額の経費の配分については、この限りではない。

(補助事業の中止等)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により理事長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第10条 理事長は、補助事業を円滑に遂行するうえで必要と認めるときは、補助金交付決定額の全額を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする理由及び所用見込額を記載した書面を理事長に提出するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式4号)を事務所を経由して理事長に提出するものとする。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際には、概算払精算書及び概算払内訳書に証拠書類等を添えて提出しなければならない。

(助成金の確定通知及び支払)

第12条 理事長は、補助事業者から前条の実績報告書の提出があった場合には、規則第14条の規定により事業の内容を審査のうえ補助金の額を確定し、適正と認められたときは助成金の確定通知書(様式5号)により通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(返還)

第13条 第10条により概算払を受けた補助事業者の前条に基づく補助金の確定額が、既に支払った概算払額を下回る場合は、理事長はその差額の返還を補助事業者に対して命ずるものとする。

(証拠書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第15条 この要項による理事長に提出する書類の提出部数は、正本1部とする。

(その他)

第16条 この要項で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

記号第号  
平成 年 月 日

公益社団法人茨城県緑化推進機構理事長 殿

市 町 村 長

平成 年度子どもの森づくり推進事業補助金交付申請書

子どもの森づくり推進事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円  
を交付されたく、平成 年度子どもの森づくり推進事業実施要項第5条の規定により申請  
します。

記

- 1 事業の目的及びその内容
- 2 事業明細及び経費の区分(別紙1のとおり)
- 3 収支予算書(別紙2のとおり)
- 4 概算払いを請求する場合の補助金受領方法(口座振替払)

概算払いを希望されますか。(いずれかに 印をつけてください。)

はい            いいえ

補助金振込先(正確なご記入をお願いいたします)

銀行名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

預金種目 \_\_\_\_\_ 口座番号 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

口座名義 \_\_\_\_\_

問い合わせ先電話番号 \_\_\_\_\_

担当課及び担当者名 \_\_\_\_\_

(様式第1号・別紙1)

事業計画の概要及び経費の配分

(1) 事業計画の概要

森林づくり事業 (校庭、学校林等で 実施するもの)	時期	
	内容	
緑環境づくり事業 (学校内で実施する もの)	時期	
	内容	

(2) 経費の配分

(単位：円)

経費区分	事業費	負担区分				備考
		機構補助金	市町村費	その他	計	
森林づくり事業						
緑環境づくり事業						
合計						

(様式第1号・別紙2)

### 収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	摘要
機構補助金		
市町村費		
その他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	摘要
報償費		
旅費		
一般需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
工事請負費		
計		



記 号 第 号  
平成 年 月 日

公益社団法人茨城県緑化推進機構理事長 殿

市 町 村 長

平成 年度子どもの森づくり推進事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知のあった平成 年度子どもの森づくり推進事業補助金について下記のとおり事業内容(経費の配分)を変更したいので、承認されるよう平成 年度子どもの森づくり推進事業実施要項第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 関係書類：別紙のとおり

注)「関係書類」は、様式第1号別紙1によることとし、変更後の内容が容易に比較できるように二段書きにすること。

公益社団法人茨城県緑化推進機構理事長 殿

市 町 村 長

平成 年度子どもの森づくり推進事業実績報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知のあった平成 年度子どもの森づくり推進事業補助金について、平成 年度子どもの森づくり推進事業実施要項第11条の規定により報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業実績 : 別紙1のとおり
- 3 事業の完了年月日: 年 月 日
- 4 収支精算書 : 別紙2のとおり
- 5 その他添付書類
  - ・ 整備等の記録写真
  - ・ その他参考となる写真
- 6 補助金受領方法(口座振替払)

補助金振込先

銀行名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

預金種目 \_\_\_\_\_ 口座番号 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

口座名義 \_\_\_\_\_

問い合わせ先電話番号 \_\_\_\_\_

担当課及び担当者名 \_\_\_\_\_



(様式第4号・別紙1)

事業実績報告書

区 分	時 期	事 業 実 績	事 業 費
森林づくり事業			
緑環境づくり事業			

(様式第4号・別紙2)

収 支 精 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
機構補助金				
市町村費				
その他				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
計				

記 号 第 号  
平成 年 月 日

市 町 村 長 殿

公益社団法人茨城県緑化推進機構理事長

平成 年度子どもの森づくり推進事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付け第 号で実績報告のあった平成 年度子どもの森づくり推進事業補助金については、平成 年度子どもの森づくり推進事業実施要項第12条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

- 1 補助事業名 :
- 2 補助金の確定額 :
- 3 その他 :